

保存

個人金融資産の活性化による
自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を目指して

2004年2月

社団法人 関西経済同友会
個人金融資産活性化委員会

目 次

要 旨

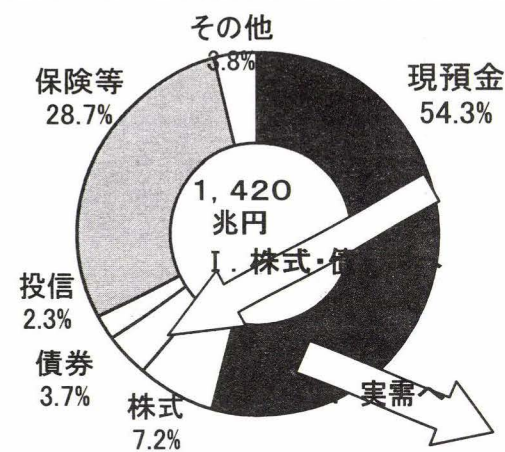
I. はじめに	1
II. 具体的施策	3
1. 自立した個人の多様な資産形成を支援するために	3
(1)個人の自立のための基盤構築	
～所得税納税制度の改革、高齢・現役世代への投資意識改革の促進と 小・中・高における個人金融教育	
(2)多様な資産形成支援	
～株式等の販売窓口多様化、郵便貯金・簡易保険の機能縮小とネットワークの活用	
(3)証券税制改革の推進	
～配当課税軽減措置の恒久化、株式等譲渡損失の長期繰り越し控除容認、株式等 譲渡益非課税、株式の相続税評価額の低減、「投資優遇口座（マル投）」の新設	
(4)エンジェル税制	
2. 消費を促進するために	7
(1)相続税・贈与税一体化の恒久化	
(2)教育投資に対する課税優遇措置	
(3)住宅ローン利子の全額所得控除	
(4)リバース・モーゲージの普及支援	
(5)富裕層のニーズを踏まえた個別・具体策の推進	
～企業のニーズ発掘努力、社会的に有意義な個人の寄付金控除拡大、 消費生活や老後を支える家事代行の促進	
3. 「安心」を確立するために	9
(1)公的年金制度の改革	
～年金不信と崩壊の危機の解消、世代間の公平確保、過去不足の償却	
(2)民間年金制度の拡充	
～日本版 401k 制度の改善	
III. おわりに	11
平成 14・15 年度 個人金融資産活性化委員会 活動状況	12
平成 15 年度 個人金融資産活性化委員会 常任委員会名簿	14

個人金融資産の活性化による自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を目指して

現 状

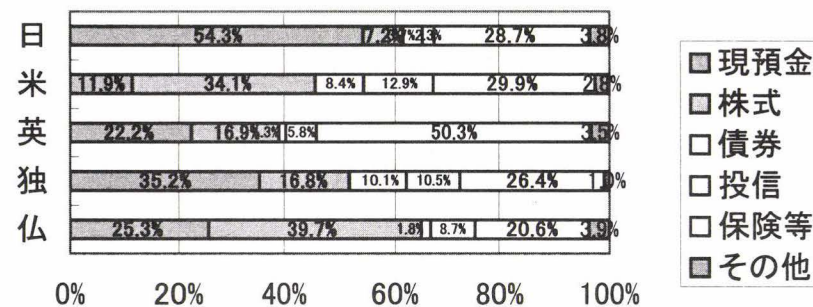
- ◇他の主要国の比でも圧倒的に高い現預金
- ◇逆に株式・債券・投信等の資産は僅少
- ◇60歳以上の高齢者に集中

<我が国の個人金融資産の構成>



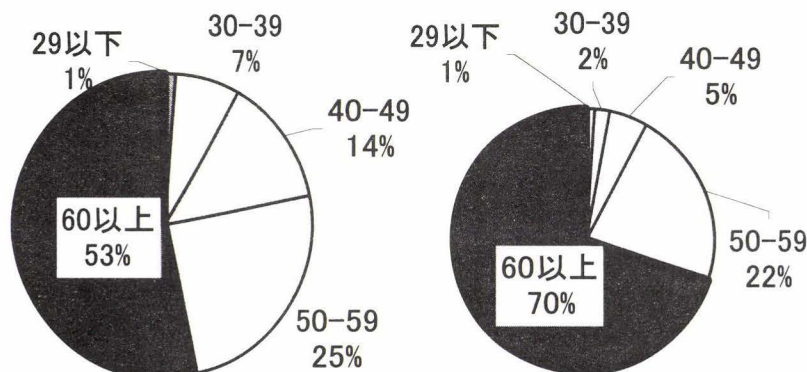
* 各国中央銀行統計より作成(日米は2001年12月末、英は2000年末、独仏は99年末)

<主要国の個人金融資産の構成>



* 各国中央銀行統計より作成(日米は2001年12月末、英は2000年末、独仏は99年末)

<年齢別金融資産保有比率>(貯蓄)



* 貯蓄動向調査(平成12年)より

* 純貯蓄=貯蓄額-負債額

問 題 点

- ◇社会・経済が成熟化した今日、間接金融機能が萎縮し、公共投資の役割が縮小する中であって、従来の枠組みのままでは、個人金融資産が、経済成長の潤滑油・エネルギーとしての役割を果たしえない。
- ◇自らのライフプランを描くことが求められている中、税制等の社会的基盤上の制約など構造面の問題が多く、各個人が投資や貯蓄、消費といった多様な選択を自己責任で行い、リスクを管理できる環境が整備されていない。

要因分析

- I. 資産形成に向けた多様な選択肢の欠如
- ◇証券市場が停滞
 - ・個人投資家のアクセス手段少ない
 - ・金融知識なし(教育機会なし、アドバイザーなし)
 - ◇税制に投資インセンティブなし
 - ・投資に対する優遇税制少ない
 - ・他の主要国に比して低い投資インセンティブ
 - ◇年金制度が不十分
 - ・不十分な日本版401K
 - ◇郵貯・簡保が圧倒的
 - ・360兆円の資金が滞留し、公的部門への投融資に限定されている
- II. 消費へのインセンティブの欠如
- ◇老後の不安が大きい
 - ・老後の心配を払拭できず、消費手控え
 - ・年金制度に不安
 - ◇税制に消費へのインセンティブなし
 - ・住宅取得へのインセンティブなし
 - ・重い相続・贈与時の税負担

個人金融資産の活性化のために

1. 自立した個人の多様な資産形成を支援するために

【提言1】個人の自立のための基盤構築

- 所得税納税制度の改革(源泉徴収制度の廃止等)
- 株式等投資への意識改革、小・中・高における個人金融教育の促進

【提言2】多様な資産形成支援

- 株式等の販売窓口多様化
- 郵貯・簡保の機能縮小とネットワークの活用

【提言3】証券税制改革の推進

- 配当課税軽減措置の恒久化、他
- 株式の相続税評価額の低減
- 「投資優遇口座(マル投)」の新設

【提言4】エンジェル税制の大幅拡充

- 投資時点での所得税優遇
- 投資損失の他所得との通算、繰越控除期間の延長
- 譲渡益の非課税化

2. 消費を促進するために

【提言5】相続税・贈与税一体化の恒久化

【提言6】教育投資に対する優遇税制措置

【提言7】住宅ローン利子の全額所得控除

【提言8】リバース・モーゲージの普及支援

【提言9】富裕層のニーズを踏まえた個別・具体策の推進

- 企業のニーズ発掘努力
- 寄付金控除の拡大
- 外国人労働者活用等により消費生活や老後を支える家事代行の促進

3. 老後の「安心」のために

【提言10】公的年金制度の改革

【提言11】民間年金制度の拡充(日本版401kの改善)

- 従業員による本人拠出容認
- 事業主による確定拠出限度額の拡大
- 第2号被保険者など加入対象者の拡大
- ペナルティ有りで途中引き出しの容認

I. はじめに

〔日本経済の動向〕

◆日本経済は、平成15年半ば以降、米国景気の回復に支えられ、企業の景況判断も上向きに転じ、持ち直しつつある状況である。しかし米国景気は、大型減税、金融緩和、そしてドル安容認という、平成16年秋の大統領選挙をにらんだ、総動員の政策に支えられたものであり、その一方で、米国は財政赤字と経常赤字という双子の赤字を急速に拡大させている。今後の米国経済の動向次第では、日本経済は再び下向きに転じることも懸念される。

わが国としては、米国景気が回復基調にあるうちに、経済を自律成長軌道に乗せることが必要であり、そのためには、近年の外需主導による成長のみならず、企業の設備投資や個人消費などの内需が牽引力を発揮し、それが生活の質的な向上を生み出す成長の道筋を確立することが必要である。

〔個人金融資産の現状〕

◆このような視点から個人金融資産に目を向ければ、健全な経済成長と豊かな国民生活実現の基盤として機能すべき1,400兆円近い資産が、資本市場に対しても、新たな購買市場に対しても、うまく還流しているとはいいがたい状況にある。

これら金融資産は、経済成長期には間接金融の中核的資金として、企業への融資を通じて設備投資を生み、また多額の郵貯等は成長期のわが国の社会基盤形成に向けた公共投資の財源として、大きな役割・貢献を果たし、またその経済成長が金融資産の拡大につながるといった好循環を生み出してきた。

しかし、社会・経済が成熟化した今日、間接金融機能が萎縮し、また公共投資の役割が縮小する中であって、従来の枠組みのままでは、経済成長の潤滑油・エネルギーとしての役割を十分果たしえないでいる。

他方で、国民生活の観点からは、これまでのようにライフプランを国や企業に任せておけば安心できる時代ではなくなっているという現実がある。今後は、個人のライフプランは自らが責任を持って描き、実現にむけて努力していくことが求められている。そのためには、各個人が投資や貯蓄、消費といった多様な選択を自己責任で行なうことができ、リスクを管理できる環境の整備が必要であるが、税制など様々な社会的基盤上の制約、投資先や消費対象の魅力のなさ、金融機関による仲介機能が十分果たされていないなど、構造面での問題も多く残されている。

個人金融資産の活性化は、経済成長の側面からも、また個人の豊かで多様なライフプラン設計の側面からも重要であるが、これを健全な経済成長と豊かな

国民生活実現の基盤として機能させるためには、今日の社会に適合した抜本的・構造的な改革が求められているといえよう。

[海外の経験]

◆米・英・独のいずれの国も、構造改革の一環として、資産形成に対する個人の自助努力を基礎とした支援策が、1970年～80年頃から日本より先んじて実施されており、それが金融市場の自由化や産業の民営化と相まって、経済活性化に対して相乗効果を高める働きをしてきた。その根本には、国にも、企業にも過度の依存を期待せずに、個人が自立的に活動することが、豊かな社会の実現に向けた王道であるという資本主義の思想がある。

[基本的視点]

◆このような認識の下、我々は、個人の納税意識や資産管理意識の向上をはかりながら、生涯の生活を安心して組み立て、自ら資産選択をし易い仕組みづくりを行うことにより、個人が自己責任に基づく資産形成を行ったり、消費を充実させうる環境を整備し、ひいてはこれらが民主導の経済再生との好循環に繋がることを目指し、以下のとおり、個人金融資産の活性化にむけた施策を提言するものである。

Ⅱ. 具体的施策

1. 自立した個人の多様な資産形成を支援するために

◆個人金融資産の活性化のためには、まずは、個人が自らの納税意識・資産管理意識を一層高め、証券投資の基礎知識を習得することが重要であることから、所得税源泉徴収制度を廃止するとともに、個人金融教育を学校で実施することが必要である。また、株式等の販売窓口の多様化を一層進めることとともに、キャッチアップ時代の役割を終え、民間への資金の流れを狭める結果となっている郵便貯金・簡易保険制度の改革を図る必要がある。さらには、投資の面で多様な選択肢を提供する環境の整備が不可欠であり、まずは、証券税制を改革して資本市場に個人が参加しやすい欧米並みの環境を整えることが必要である。

(1) 個人の自立のための基盤構築

～所得税納税制度の改革、高齢・現役世代への投資意識改革の促進と小・中・高における個人金融教育

[所得税納税制度の改革]

◆個人金融資産が活性化する前提として、個々人の納税意識、資産管理意識の向上を図る必要があり、一方で、徴税コストの民間肩代わりの状態を修正するためにも、所得税源泉徴収制度を廃止することが必要である。移行時には、まず選択制で申告納税も可能とし、この際、納税者番号制度と申告納税制度を選択した人には、特別減税など優遇措置を講じるとともに、所得税計算及び申告手続きの簡素化を図ることが必要である。

[株式等投資への意識改革と小・中・高における個人金融教育]

◆多くの高齢・現役世代は、「株は投機であり、悪である」という意識を持っている。そこで、自己責任のもとで、株式・債券・投信などを購入し、保有することが、中長期的に企業を育て経済を活性化するものであることを、個人投資家に十分理解し実践してもらえるように、証券会社や金融機関が、資産運用セミナー等で情報提供・投資教育を深める必要がある。

このような株式等への投資が経済の中で果たす役割を理解するには、さらに若い世代からの教育が欠かせない。

米国では「経済学習の内容に関する全米基準」に則って、小学校低学年において、経済の基本概念を身近な例をもちいて、遊びながら学習する。中学校では、証券市場の学習を、高校では、「投資方法の選択」といった各論にステップアップした学習を行う。

これに対して日本では、高校教科書においてすら、(1) 年金の記載はほとんどなし、(2) 投資信託は商業科で紹介があるものの、リスクとリターンについての言及はなし、(3) 問題意識の高い先生でさえ、経済・金融商品に関する知識は極めて乏しく、それらを勉強する機会もないというのが実態である。

よって、小・中・高のカリキュラムへの個人金融教育の組み込み、並びに、教師をサポートする「スクール・アドバイザー」任用制度を発足させるべきである。

(2) 多様な資産形成支援

～株式等の販売窓口多様化、郵便貯金・簡易保険の機能縮小とネットワークの活用

[株式等の販売窓口多様化]

◆平成16年4月からは、証券会社の委託を受けて、株式等の売買の仲介等を行うことができる証券仲介業が解禁され、例えば最新の証券金融商品や税制面に関する知識を有するファイナンシャルプランナーや会計事務所など、株式、投信などの販売窓口が新たに増える見込みとなっている。

また、平成15年12月の金融審議会では、証券会社に株式の売買を取り次ぐ証券仲介業を、金融機関にも開放する答申が出されている。しかし、販売窓口多様化に対する個人投資家の利便性を高める観点からは、銀行窓口での株式売買解禁など、さらに踏み込んだ多様化が必要である。

勿論、個人投資家が株式等にも投資しやすくするためには、当委員会では当初から議論を進めてきたが、株式や債券、ETF等の販売窓口を多様化するだけでなく、そこで購入する個人投資家の関心を高めるような金融商品を開発することが必要なのは言うまでもない。

[郵便貯金・簡易保険の機能縮小とネットワークの活用]

◆郵便貯金、簡易保険の残高は、個人金融資産の4分の1に相当する、約360兆円という大規模なものとなっているが、その用途は、特殊法人、国債、地方債など公的部門への投融資に限定され、民間企業への資金としては殆ど還流しない仕組みとなっている。

平成15年4月には日本郵政公社が発足し、また、10月には、総選挙に臨む各党のマニフェストにおいて、その民営化が論議の俎上には乗ったものの、実質政府保証付きの郵便貯金に資金が集まりすぎるといった問題点については、なお置き去りの状態である。

資金の出口側である、特殊法人改革を実行するためにも、定額郵便貯金、簡易保険は新規の受け入れを停止し、通常貯金は預け入れ限度額を決済資金相当に引き下げるとともに、郵政公社を分割、民営化すべきである。

その上で、郵便局を、地域に密着した全国ネットワークを国民財産として有効に活用し、行政的なサービス窓口としての機能を担わせ、株式や投資信託の販売を解禁することで、個人投資家にとって利便性の高い資本市場への窓口を拡大することが必要である。

(3) 証券税制改革の推進

～配当課税軽減措置の恒久化、株式等譲渡損失の長期繰り越し控除容認、株式等譲渡益非課税、株式の相続税評価額の低減、「投資優遇口座(マル投)」の新設

[配当課税軽減措置の恒久化等]

◆平成15年度の税制改正において、株式等譲渡益の税率軽減、配当課税の軽減(5年間)、株式等譲渡損失の繰越控除(3年)を実施したことは前進だが、欧米諸国に比べ、なお改善の余地は大きい。ちなみに、株式譲渡益について、ドイツでは原則として非課税、英国では一定限度額までは非課税など、各種の優遇措置を設けている。また、譲渡損失の繰越控除期間も無制限である。日本においては、資産形成に対する個人の自助努力を支援する税制とすることで、経済活性化に対して相乗効果を高めることを期待し、配当課税軽減の恒久化、株式等譲渡損失の繰越控除期間を無制限とすることが必要であり、さらには、思い切った優遇策として、株式等譲渡益の非課税化(但し一定限度範囲内)まで踏み込んだ検討が必要である。

[株式の相続税評価額の低減]

◆同じく平成15年度の税制改正において、相続税の税率構造の見直しにより、税率区分の見直し(6段階)、および最高税率の引き下げ(50%)が行われたことは評価する。しかし個人の金融資産が高齢者に偏っていることから、株式等の金融資産を選択しやすくするために、株式の相続税評価額については、他の相続資産(土地・家屋・現預金など)よりも、税制上の優遇措置(例えば上場株式の相続税評価額については時価の50%に引き下げなど)を講ずることが必要である。

[「投資優遇口座(マル投)」の新設]

◆株式等への流動化促進策として、「投資優遇口座(マル投)」の新設が必要である。

具体的には、

- ①一定額（例えば、取得価額500万円）までの配当を課税対象外とする「投資優遇口座（マル投）」を新設する。
- ②「投資優遇口座（マル投）」に係る相続税を免除する。
- ③「投資優遇口座（マル投）」制度導入のためには、納税者番号制度の導入が必要となるが、納税者番号制度については、国民の間でプライバシーの観点から抵抗感が根強いため、当初は選択制でスタートし、納税者番号制を選択した者にのみ、投資優遇口座の開設を認めるものとする。

（４）エンジェル税制

[エンジェル税制の大幅拡充]

◆日本のエンジェル税制は、個人投資家が行うベンチャー投資について、譲渡益を4分の1に圧縮し、譲渡損が生じた場合には3年間の繰り越しが可能という内容である。しかし、平成15年末で、本制度を活用したエンジェルはわずかに469名、対象となったベンチャー企業は25社を数えるのみである。

平成15年度の税制改正では、特別控除制度（ベンチャー企業に投資する際、同年に発生した株式譲渡益から、ベンチャー投資額を控除）や、ベンチャー企業の適格要件の緩和（創業者などの保有分を除く外部資本の割合を3分の1から6分の1に引き下げ）が実施されているが、「譲渡損は他の一般所得との損益通算が可能」、「適格要件を充たすベンチャー企業への投資については、投資した時点で一定割合の税額控除が可能」という欧米に比べれば、なお見劣りしている。日本において、新しいベンチャー企業を起こし、経済活性化を図るためには、個人金融資産のベンチャー投資促進が必須であり、このため、以下の見直しを行う必要がある。

具体的には、

- ①投資対象要件を緩和し、投資時点で所得税の優遇（一定割合の税額控除もしくは所得控除）を行う。
- ②投資損失について、他所得との通算を容認し、繰越控除期間も延長する。
- ③譲渡益が発生した場合も非課税とする。

2. 消費を促進するために

◆個人の自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を実現するためには、個人の多様な資産形成に加えて、その果実が消費につながるものが不可欠である。

特に、家計資産の53%が人口比25%の60歳以上に偏っている現状に鑑みれば、高齢層から現役層へと、世代間の資産移転を促進する施策についても十分に意を用いることが必要である。

(1) 相続税・贈与税一体化の恒久化

◆平成15年度税制改正における、相続税・贈与税一体化措置は、高齢世代から現役世代への資産移転を促し、現役世代の住宅取得を容易にするものとして評価する。しかし、金融資産が高齢者に偏っていること、教育負担等で現役世代の余裕が乏しいこと、住宅投資は波及効果が大きいこと等を考え合わせれば、平成17年までの時限措置でなく、恒久措置とすることが必要である。

(2) 教育投資に対する課税優遇措置

◆少子化の流れを止め、また教育水準の向上を図る観点から、子孫の教育投資に対して税の優遇措置を講ずる。

具体的には、

①子に対する教育投資（入学金・授業料・教材、塾等も含めた幅広い教育費用全般、学校内外でのスポーツクラブ活動のための分担費等支出）は、所得税課税時に新たに教育費控除を認める。

②孫に対する教育費用の子（孫の父母層）への支援（授業料等教育費や、海外留学・研修費（現地滞在費用を含む）等）は贈与税の対象外とする。

(3) 住宅ローン利子の全額所得控除

◆米国では、早くから住宅ローン利子については、借り入れ100万ドルまで所得控除が行われ、このことが住宅市場の活況、ひいては米国経済の活性化に貢献しているといわれている。

日米の減税規模を比較すると、国の予算に対する住宅ローン減税の比率は、米国の約3%に対して、日本は0.7%と、その差は歴然としている。

一方、日本では少子高齢化の進展や、「モノ不足」の時代から「モノ余り」時代へと移行する中で、住宅においても個人のニーズが多様化・高度化し、

例えば二世帯住宅やバリアフリー住宅など、付加価値の高い住宅に対する関心が強くなっている。この結果、住宅投資の波及効果はこれまで以上に大きくなっていると考えられる。特に、ホームセキュリティやネット家電等、日本がリードする製品分野への刺激も大きい。それだけに、住宅取得・リフォームを支援する税制とすることで、経済活性化に対して相乗効果を高める働きを期待し、新規取得や改修に要した住宅ローンについて、利子の全額所得控除へと踏み切ることが必要である。

(4) リバース・モーゲージの普及支援

◆欧米では、高齢者のゆとりある生活を支えるために、自身が所有する住宅や土地を担保に融資を受け、高齢者の死亡時に、担保不動産を処分し、一括返済する制度が普及している。

日本でも、80年代から自治体や信託銀行等で商品化されているものの、長命、担保価格の下落、金利上昇という三大リスクから、普及していないのが現状である。

長命のリスクを回避しうるように、対象不動産にかかる固定資産税の減免措置と、別途これをプールし保険に充当する等、保険と原資を確保できる新たな仕組みを構築すべきである。

(5) 富裕層のニーズを踏まえた個別・具体策の推進

～企業のニーズ発掘努力、社会的に有意義な個人の寄付金控除拡大、消費生活や老後を支える家事代行の促進

◆当委員会では、平成15年1月に、金融資産が偏在しており、消費の担い手として期待される富裕層にターゲットを絞った、個別具体策を検討した。そのため、当委員会と中堅企業委員会の委員85人を対象にニーズ調査を実施した。集計結果によると、「お金を使っても良いと思うもの」では、相対的に「自分や家族が満足出来る商品・サービスの購入」や「社会的に有意義で、貢献が実感出来る分野への支出」への意向が強い。また、「ニーズが大きいと思うもの」では、「消費生活や老後を支える家事代行」への意向が強いことが判明した。こうした結果から、消費を促進する仕組みづくりの一例として、以下の具体策についても検討を進めるべきである。

①企業のニーズ発掘努力

アンケート結果の、「商品やサービスの購入」への意向の強さが示すとおり、企業は裕福な高齢者のニーズに応えられていない。個別記述として回答のあった「家族の集まり」や「健康関連」「オンリーワン」等、こうした人々のニ

ーズを改めてしっかり検証することが必要である。

②寄付金控除の拡大

日本において、個人の場合、国や地方公共団体、社会福祉法人、公益法人等指定された団体、一定の政治献金の他、国税庁長官の承認を受けたNPO団体に対する寄付を行った際に、所得税の寄付金控除が認められているものの、控除限度額が米国などと比べ少なく、優遇されていない（例えば、控除枠は、寄付金額と年間所得額の25%のうち、いずれか少ない金額から1万円を減額した額）。

例えば、約1万のNPO団体の内、個人が寄付を行った場合に所得控除を受けることが出来る国税庁の認定を受けたNPOは平成15年末で19団体に過ぎない。

平成15年度の税制改正で、認定要件については寄付金・助成金の総収入比率を3分の1から5分の1に時限的に引き下げるなど改善されているが、アンケート結果の「社会的に有意義で、貢献が実感出来る分野への支出」への意向に応えるためには、上記の総収入比率要件を撤廃する他、個人が行う寄付について、控除限度額や対象をさらに拡大する等税制優遇を拡充することが望まれる。

③消費生活や老後を支える家事代行の促進

アンケート結果の、「消費生活や老後を支える家事代行」への意向に応えるためには、高齢化社会の安心を支える分野において、国内だけではなく外国人労働者の活用も検討すべきである。例えば欧米では、フィリピン人の看護師、介護士が数多く活躍しており、フィリピン政府側もこれをバックアップしている。

現在の日本では、外国人が日本の看護師資格を獲得しても就労することはできない。平成14年12月に来日したアロヨ大統領が「日本は高齢化が加速し、看護や介護を必要とする人口が増加している。比の若い労働力はこれらの分野で高い評価を得ており、日本にも受け入れを促したい」と申し入れた事も踏まえ、前向きな検討が必要である。

3. 「安心」を確立するために

◆日本においては、少子高齢化の急速な進行や右肩上がりの経済の終焉といった経済社会構造の変化により、社会保障制度設計の前提が崩壊しており、年金・医療・介護といった社会保障に対して不安感・不信感が高まっている。

そのため、多くの個人が、将来生活への一定の保障機能として位置づけている金融資産には安心や確実さを求めるため、現預金を中心とした保有となり、

株式等への投資が萎縮したり、消費の減退にも繋がっている。

そこで、年金制度の抜本的改革により国民の「安心」を確立するとともに、自助努力による老後の資産形成を支援する仕組みづくりを行うことが必要である。

(1) 公的年金制度の改革

～年金不信と崩壊の危機の解消、世代間の公平確保、過去不足の償却

◆公的年金制度については、関西経済同友会経済政策委員会では、平成15年11月、政府の抜本改革への決断を促す、緊急提言を実施した。内容は、「年金不信と崩壊の危機の解消」、「世代間の公平確保」、「過去不足(債務)の償却を進める」観点から、基礎年金部分、被用者年金部分に関して、多岐にわたる具体的改革案となっている(詳細は、経済政策委員会の提言「'04年公的年金改革に望む」を参照)。

(2) 民間年金制度の拡充

～日本版401k制度の改善

◆現在の日本では、核家族化が進み、高齢者世帯が独立した生計を営むことが普通になっており、将来の安定した老後生活を確保するためには、公的年金を補完する民間年金、とりわけ企業年金の果たす役割がこれまで以上に高まると思われる。このため、企業と従業員双方が、民間年金を公的年金と並ぶ、資産形成上の重要な選択肢の一つとして、自由に設計・運用できるよう、環境整備を行うことが必要である。具体的には、現行の確定拠出年金(日本版401k)制度を、国民の自立を支援するにふさわしい内容へと改善することが必要である。

具体的には、

①従業員による拠出

日本の確定拠出年金制度では、事業主による拠出のみで、従業員による拠出が認められていない。

米国同様、従業員も一定の限度額、例えば年額120万円(米国では、現在年間12,000ドル)まで、給与の一部を拠出することができるよう制度を改善する。

②事業主の確定拠出限度額の拡大

平成16年度税制改正案のもとでは、企業年金実施企業の事業主の拠出限度額が拡大されたものの、年間27.6万円(企業年金を有しない場合は、55.2万円)では上限が低く、日本版401k導入のインセンティブとはならない。

さらに米国同様、従業員非課税拠出限度額の範囲内で事業主も同額を損金拠出できる制度（マッチング拠出制）を導入し、事業主の限度額を米国並みの水準まで上げる。

なお、米国では、この他に事業主が利益の一部を個人別勘定に分配する「プロフィット・シェアリング・プラン」があり、日本でもさらに踏み込んだ検討が必要である（米国では、本人と事業主の総拠出限度額は、現在年間40,000ドルまたは年収のいずれか低い方）。

③加入対象者の拡大

企業年金実施企業に勤務している第2号被保険者の個人型確定拠出年金への上乗せ加入の容認などにより、加入対象者の拡大を図る。

④一定の場合には60才到達前の引出しを認める。

現行では60才まで途中引き出しが認められていないが、経済的困窮等に対し、ペナルティ課税をした上で中途引出しを認める。

Ⅲ. おわりに

◆以上、我々は、個人の自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を目指すべく、個人金融資産の活性化に向けた具体的施策の実行を提言してきた。しかし、冒頭に述べたように、国の勇断による新たな制度設計のみにより、日本経済がそのダイナミズムを取り戻すことはあり得ない。個人金融資産の受け手となる各企業が、IR活動の強化やディスクロージャーの推進により、顧客や資本市場の評価を重視する経営を目指す努力を一層行うとともに、各金融機関には両者を結びつける機能を一層効果的に果たしていくことが求められている。また何より、それらを活用する側の国民の自助努力が重要である。

今こそ、国民一人一人が、国や企業への過度の依存を払拭し、自らの生涯について自己決定していくという強い姿勢と行動を示さなければならない。国民が、公的年金制度等、基本的枠組みへの理解を前提として、自己のライフプランを再設計し、金融資産の選択と運用を行い、その果実を消費に向ける。これによりはじめて、豊かな社会と経済の自立的成長の同時実現が可能となるのである。

以 上

平成14・15年度 個人金融資産活性化委員会 活動状況

平成14年

- 6月17日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 8月 1日 懇談会
「個人金融資産活性化の課題～経済構造改革の視点から」
講師：日本総合研究所 理事長 柿本寿明氏
- 9月30日 スタッフ会
「活性化施策が導けるようなアンケートの内容について」
- 10月31日 スタッフ会
「アンケート項目の審議および
講演会のテーマ（リスク資産投資が活発な欧米の実態など）」
- 12月25日 講演会・常任委員会
「日本経済活性化の方策（金融資産活用も含めて）」
講師：京都大学大学院経済学研究科 教授 吉田和男氏

平成15年

1月 ～2月	富裕層ニーズ調査アンケート実施
-----------	-----------------

- 4月 2日 常任委員会
「提言(案)のとりまとめについて」
①中間とりまとめについて
②今後の進め方（重点を置くべき事項や着眼点など）について
- 5月28日 講演会・常任委員会
「税制改正の視点～個人金融資産活性化」
講師：モルガン・スタンレー証券会社
マネージング・ディレクター 中田謙司氏
- 常任委員会
「今後の進め方について」
- 6月 9日 スタッフ会
「平成15年度個人金融資産活性化委員会活動方針(案)および
今後の活動について」

7月16日 スタッフ会

「個人金融資産活性化のための税制改革（まとめ）」
「金融・証券界からみた個人金融資産活性化の課題」

7月29日 講演会・常任委員会

「金融・証券界からみた個人金融資産活性化の課題」
講師：(株)野村総合研究所 資本市場研究室長 大崎 貞和 氏

常任委員会

「個人金融資産活性化に向けた税制についての考え方のまとめ、
リスクマネー促進策についての意見交換 等」

10月 3日 スタッフ会

「実需へのインパクト（住宅需要喚起への課題）など」

10月10日 講演会・常任委員会

「豊かな生活を実現するための住宅投資
～住宅産業の現状と将来、住宅投資促進のための税制上の課題 等～」
講師：(社)住宅生産団体連合会 専務理事 浅野 宏 氏

常任委員会

「住宅投資の促進など実需掘り起こしについての意見交換」

12月 4日 スタッフ会

「提言案の検討」

12月22日 常任委員会

「提言案の検討」

平成16年

1月13日 常任幹事会、幹事会にて提言(案)を報告、審議

2月 2日 提言「個人金融資産の活性化による 自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を目指して」 を記者発表

平成15年度 個人金融資産活性化委員会 常任委員会名簿

(敬称略)

委員長	藤 洋作	関西電力	社長
副委員長	柿本 寿明	日本総合研究所	理事長
	阪尾 正一	京阪神不動産	社長
	上村 多恵子	京南倉庫	代表取締役
	田中 英俊	ジェーシービー	顧問
	香川 芳江	医療法人 五月会 香川メディカルグループ	理事長
	坪内 能莉子	坪内美容院	社長
	筒井 高志	野村證券	専務執行役
	春次 賢太郎	春次メディカルグループ	理事長
	福田 みほ	日動電工	社長
	横井 省吾	コミュニチュア	取締役
	細川 信義	エンゼル証券	会長
	高橋 邦夫	りそな銀行	執行役大阪営業部長
常任委員	井上 明義	三友システム調査	代表取締役
	榎本 朋彦	大丸	百貨店事業本部営業企画部長
	岡 善信	ファースト	代表取締役
	岡田 信吾	日本生命保険	専務
	岡本 好央	住友信託銀行	顧問
	佐藤 義雄	住友生命保険	常務
	下川 和己	新光証券	常務執行役員大阪支店長
	鈴間 能成	大阪ガス	取締役
	立野 純三	ユニオン	社長
	田中 嘉彦	ジェーシービー	専務大阪支社長
	西岡 重毅	ニッセイ同和損害保険	常務近畿営業本部長
	藤井 春雄	信金中央金庫	理事・大阪支店長
	松本 進也	松本商事	社長
スタッフ	萩原 章文	関西電力	秘書役
	杉本 康	関西電力	経理室財務グループチーフマネジャー
	彌園 豊一	関西電力	企画室業務グループチーフマネジャー
	上西 隆弘	関西電力	経理室財務グループリーダー
	吉本 澄司	日本総合研究所	調査部関西経済研究センター所長
	村田 正隆	京阪神不動産	取締役営業統括
	坪内 憲治	坪内美容院	専務
	細井 朗	野村證券	大阪総務部部長兼企画秘書課長
	内匠 正人	春次メディカルグループ	事務長
	野村 辰夫	日動電工	専務
	森岡 徹	コミュニチュア	企画総務部経営企画室長
	山本 秀樹	エンゼル証券	取締役
	北垣 弘	りそな銀行	マーケティング戦略部業務役
代表幹事スタッフ	村田 省三	アートコーポレーション	専務
	種植 広幸	大丸	経営計画本部経営企画部担当部長
	平山 誠一郎	大丸	経営計画本部経営企画部担当部長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	金子 秀一	関西経済同友会	会務執行部兼企画調査部課長
	野畑 健	関西経済同友会	企画調査部

個人金融資産の活性化による
自立したライフプランの実現と経済再生の好循環を目指して

平成16年2月発行
発行者 社団法人 関西経済同友会
常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長
大阪市北区中之島6丁目2番27号
電話 (06) 6441-1031
印刷所 あさひ高速印刷株式会社

インターネットアドレス	http://www.kansaidoyukai.or.jp/
-------------	---

